

水害常襲地域における流域治水対策の推進について

水害常襲地域における流域治水対策の推進

- 気候変動に伴う降雨の増大に対し、早期に治水安全度の向上を図るため、「流域治水」の理念に基づき、地域の合意のもと貯留機能の保全を図りつつ、上下流バランスに縛られず、当該地域で浸水リスクに晒される家屋の浸水対策を迅速に完了することが重要。
- このため、浸水リスクに晒される地域において、宅地のかさ上げや家屋の移転等の治水対策を推進するための制度拡充を行い、治水対策と地域の活動・営みが共生したサステナブルな社会の実現を目指す。

背景・課題

- 本川からの背水の影響等により水害が多発する地域では、本川・支川一体の抜本的な対策が必要。
- この場合、支川の改修は、下流側になる本川の改修後の着手となるため、完了までは長期の期間を要する。
- 下流に負荷をかけない遊水地として早期に着手する方法もあるが、対象地域には河川区域として規制を要し、集落が点在する場合等、土地利用の状況によっては、地域の合意が図られないことが想定される。

土地利用状況を踏まえた、早期の安全度確保の方法が必要



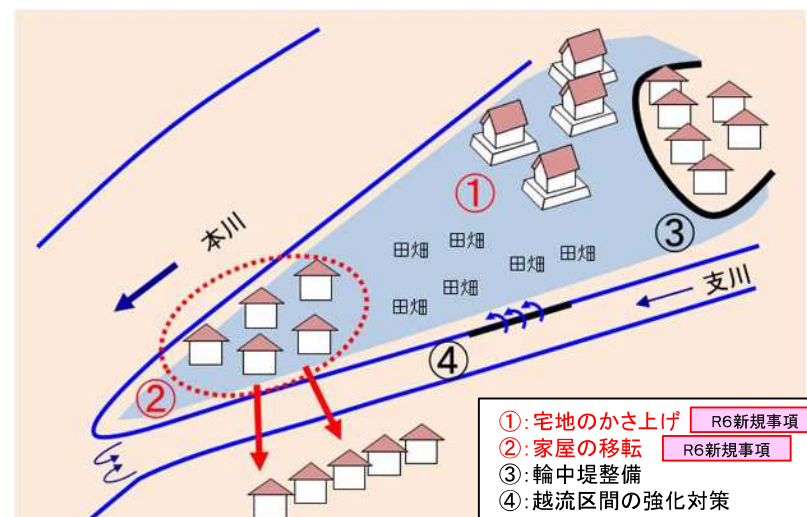
令和5年7月の大雨の状況

新規事項

- 浸水リスクに晒される地域において、下流の河川整備を待たずに、早期かつ効率的に家屋における浸水被害の防止・軽減を図るため、以下の拡充を実施。

事業主体：河川管理者（国・都道府県）

拡充内容：流域治水整備事業（直轄）及び特定都市河川浸水被害対策推進事業（補助）において、貯留機能保全区域もしくは浸水被害防止区域内の宅地のかさ上げ、家屋の移転等を実施可能とする。



※防護対象の住戸10戸以上。ただし、家屋の移転を行う場合は、防護対象の住戸10戸以上かつ移転住戸5戸以上とする。

国水治第 2 4 5 号
令和 6 年 3 月 1 5 日

関東地方整備局長 殿

水管理・国土保全局長
(公 印 省 略)

流域治水整備事業実施要綱の一部改定について

近年、気候変動の影響により全国各地で豪雨災害が激甚化・頻発化しており、今後さらに、雨量の増大が見込まれる中、国民の命と暮らしを守るためには、治水対策の抜本的な強化が急務である。具体的には、上流・下流や本川・支川等、流域全体を俯瞰し遊水地の整備や河道掘削、堤防整備といったこれまで計画的に進めてきた河川等の整備を一層加速化するとともに、国、自治体、企業、住民等、あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの治水対策に取り組む「流域治水」が重要であり、その実効性を高め、強力に推進するため令和 3 年度に特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 3 1 号）が施行されたところである。

これを踏まえ、特定都市河川に指定された河川における流域治水を強力に推進していくため、令和 4 年 4 月より総合治水特定河川事業、総合内水緊急対策事業、土地利用一体型水防災事業を統合・リニューアルし、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させるための流域治水整備事業を創設したところである。

今般、浸水リスクに晒される地域において、下流の河川整備を待たずに早期かつ効率的に家屋の浸水被害の防止・軽減を図ることを目的に、宅地嵩上げ等や家屋移転を実施できるよう別紙のとおり実施要綱を改定したので通知する。

流域治水整備事業実施要綱

1 事業の目的

流域治水整備事業は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づき指定された特定都市河川流域で地方公共団体等による流域対策と併せて河川の整備を計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減させることを目的とする。

2 採択基準

指定区間外の一級河川のうち、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域において施行される流域水害対策計画で定められた河川改修事業であること。

ただし、令和3年度以前に採択された総合治水対策特定河川事業、総合内水対策緊急事業に限り、当該事業で継続するものとする。

3 工種

築堤、護岸、河道掘削、水門、床止め工、水制、橋梁、排水機場、遊水地、堰、輪中堤、宅地嵩上げ等、家屋移転等

なお、宅地嵩上げ等、家屋移転の実施にあたって必要な事項は別添のとおり定める。

4 国の費用負担

予算科目	負担率	
(項) 河川整備事業費		
(目) 河川改修費		
流域治水整備事業	2/3	※一般
	7/10	※大規模工事
(項) 北海道開発事業費		
(目) 河川改修費		
流域治水整備事業	8/10	※一般
	8.5/10	※大規模工事

5 ㊦ 流域治水整備事業調書の提出

~~特定都市河川浸水被害対策法に基づき~~特定都市河川流域において施行される流域水害対策計画で定められた河川改修事業を行おうとする場合は、**別記様式別添**の「流域治水整備事業調書」を提出の上、本省の確認を得るものとする。

流域治水整備事業で実施する宅地嵩上げ等・家屋移転の実施要領

1. 目的

浸水リスクに晒される地域において、宅地嵩上げ等や家屋移転により、下流の河川整備を待たずに早期かつ効率的に家屋の浸水被害の防止・軽減を図る。

2. 採択要件

(1) 事業を実施する区域

特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域内（※）で、本事業区域を流域水害対策計画に定め、当該区域内のすべての住居が輪中堤又は、宅地嵩上げ等若しくは家屋移転により防護されることとする。

なお、家屋移転にあたっては、以下災害のおそれのある区域は移転先から除くこととする。

- ① 災害危険区域（建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項）
- ② 地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項）
- ③ 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項）
- ④ 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項）
- ⑤ 浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項）
- ⑥ 津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第72条第1項）

※ 自治体と同区域制度と同等の内容を条例で定めている場合も含む

(2) 事業実施者

河川管理者

(3) 戸数要件

防護対象の住戸10戸以上。ただし、家屋の移転を行う場合は、防護対象の住

戸のうち、移転住戸を5戸以上とする。

(4) 費用

本事業による事業費が、本事業を実施する区域における浸水を防御するために必要な施設整備（堤防整備等）のトータルコストよりも安価であること。

また、公共用地の取得に伴う損失補償基準に準じ、宅地嵩上げ等、家屋移転に要する費用を算定し、いずれか安価な方を事業費とする。なお、宅地嵩上げ等を行う場合は、必要となる施設整備（坂路等）は、必要最低限とすることとし、家屋移転にかかる土地の買い取りの費用は対象外とする。

令和6年度に実施する事業に適用する限度額は、宅地嵩上げ等、家屋移転のいずれも以下のとおり。

限度額：42,728,400 円／戸

3. 予算科目

用地費及補償費

4. 計画への位置付け

本事業が流域水害対策計画に位置付けられていること。

事業名		〇〇川河川改修事業			
市町村名		(〇〇県) 〇〇市、△△市、◇◇市、……			
事業期間		概ね〇〇年（うち短期目標:〇年度、中期目標:〇年度）			
特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針					
＜流域水害対策計画における基本方針を記載＞					
事業規模		計画流量 (m ³ /s)	安 全 度	その他の事項	
	現況	〇〇	1/〇		
	流域水害対策計画	〇〇	1/〇		
	河川整備計画	〇〇	1/〇		
特定都市河川流域における諸元	想定氾濫区域面積 (ha)		〇〇ha	現在の流下能力の割合	〇%
	うち農耕地 (ha)		〇〇ha	現況の安全度	1/〇
	うち宅地 (ha)		〇〇ha	災害危険区域の有無	有無
	想定氾濫区域内の重要公共施設数		〇施設	高齢化率 (%)	〇%
	〃 浸水戸数 (戸)		〇〇戸	想定氾濫区域内宅地予定面積 (ha)	〇〇ha
	〃 軒下浸水戸数 (戸)		〇〇戸	想定氾濫区域内開発予定面積 (ha)	〇〇ha
	〃 要配慮者利用施設の有無		有無	ハザードマップの公表の有無	有無
	貯留機能保全区域の指定方針		〇〇町、〇〇町 ほかで検討		
	浸水被害防止区域の指定方針		△〇町、〇□町 ほかで検討		
	総便益 (B) (億円)		〇〇億円	B/C	〇
	総費用 (C) (億円)		〇〇億円		
	近年出水状況	被災状況 (過去10箇年の災害実績)			事業の緊急度 (過去3箇年の実績)
浸水頻度 (回)		〇回	被害実績の有無	有無	
最大浸水戸数 (戸)		〇〇戸	水防活動 (回)	〇回	
軒下浸水戸数 (戸)		〇〇戸			
孤立戸数 (戸)		〇〇戸			
最大農地浸水面積 (ha)		〇〇ha			
避難指示 (避難勧告含む) の有無		有無			
重要な公共施設数		〇〇施設			
要配慮者利用施設の有無		有無			
交通遮断時間		〇〇時間			
重点整備事業		短期 (〇年度まで)			中期 (〇年度まで)
	河川対応 河道掘削、遊水地整備、排水機場の増強、 雨水貯留浸透施設、 家屋移転 、 etc			河川対応 河道掘削、遊水地整備、排水機場の増強、 雨水貯留浸透施設、 宅地嵩上げ等 、 etc	
	宅地嵩上げ等又は家屋移転の実施予定	＜防護対象戸数＞ 〇〇戸 うち、移転住戸数 : △△戸 ＜区域指定＞ 貯留機能保全区域、浸水被害防止区域			
		流域水害対策計画への実施検討箇所の位置づけ ※本調書に事業実施箇所及び浸水被害防止区域或いは貯留機能保全区域の範囲が分かる位置図を付けること			〇
		①宅地嵩上げ等、家屋移転を組み合わせた対象経費の算出 計 : ●● 億円 内訳 宅地嵩上げ等 家屋数 : 〇〇 戸 費用 : △△ 億円 家屋移転 家屋数 : 〇〇 戸 費用 : △△ 億円 輪中堤 ※地域の状況に応じて検討すること 家屋数 : 〇〇 戸 費用 : △△ 億円			
費用比較	②事業区域における浸水を防御するために必要な施設整備との比較 ＜実施予定案＞宅地嵩上げ等、家屋移転を組み合わせた対象経費 計 : ●● 億円 ＜代替案1＞ 浸水区域における連続堤整備＋下流への負担増への追加対策 計 : △△ 億円 ＜代替案2＞ 溢れる分に相当する上流域でのダム、遊水地等の整備 計 : ×× 億円				
	実施予定案が最も安価であることの確認			〇	
	事業効果	＜外水氾濫、内水氾濫に対する効果を記載＞ ・浸水被害の軽減 〇〇戸 被害額の軽減 〇〇億円 ・交通途絶の解消 国道〇〇号 ・企業誘致予定箇所の浸水解消 〇〇haなど			
		本 省 確 認 日 令和〇〇年〇月〇日			